

(別紙1) 社会福祉充実計画記載要領

1. 基本的事項

- 1 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日
地域協議会開催日等、意見の聴取を行った年月日を記載すること。
- 2 公認会計士、税理士等の意見聴取年月日
確認書に記載された年月日を記載すること。
- 3 評議員会の承認年月日
評議員会における議決年月日を記載し、評議員会議事録と一致すること。
- 4 会計年度別の社会福祉充実残額の推移
 - ・ 社会福祉充実残額の総額（確定額）を記載すること。
 - ・ 1か年度目～5か年度目の事業計画期間における社会福祉充実事業費に係る支出予定額と残額の推移（見込額）を記載すること。
 - ・ 社会福祉充実計画に充てない社会福祉充実残額がある場合には、「6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施機関が5か年度を超える理由」に記載し、「社会福祉充実事業未充当額」欄に当該金額を記載すること。
- 5 本計画の対象期間
所轄庁（古河市）の承認見込日以降を始期とし、全ての社会福祉充実事業の終了見込年月日を終期として記載すること。

2. 事業計画

1か年度目～5か年度目の事業名・事業概要・事業費等、どのような事業を実施して、それぞれの事業費について記載すること。

なお、各年の事業費規模については、法人の任意で定めることが可能です。（例えば、2か年度目が事業始期とし、4か年度目が終期とする等）

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順の①、②、③の項目ごとに、社会福祉充実残額を活用する又は活用しない検討結果を記載すること。

4. 資金計画

- 1 計画期間内の事業費について、それぞれ財源内訳を記載すること。
- 2 その他については、寄附金その他の利用料収入等が想定される。
- 3 事業費合計及び社会福祉充実残額については、1及び2と一致すること。

5. 事業の詳細

1 事業名

法人が任意で定めた事業名を記載すること。

2 主な対象者

高齢者、障害者、子ども、子育て世代、生活困窮者等を基本として、法人が任意で記載すること。

3 想定される対象者数

事業費の積算上の対象者数を記載すること。

4 事業の実施地域

事業を利用することができる対象者の住所地を記載すること。また、複数地域で事業を実施する場合は、全ての実施地域を記載するとともに、主たる事業の実施地域に下線を付すこと。

5 事業の実施時期

計画策定時点で想定した事業の開始時期から終期までを記載すること。

6 事業内容

- ・ 「主な対象者」「福祉サービスの内容（事業の内容）」「事業実施頻度」等を記載すること。
- ・ 具体的な事業内容は、既存の社会福祉事業もしくは公益事業の充実、新規事業の実施等に関する計画とすること。
- ・ 事業については、次の順位で検討すること。

【社会福祉充実計画の検討順位】

第1順位：社会福祉事業又は公益事業

- ① 社会福祉法第2条第2項に定める第一種社会福祉事業及び同条第3項に定める第二種社会福祉事業
- ② 第二種社会福祉事業のうち、第1号から第9号までの事業であって、規模要件の満たさないため社会福祉事業に含まれないとされている事業

《事業例》

- ・ 職員に対する給与等の増額、一時金の支給
- ・ 職員の資質向上のための研修費用の支給
- ・ サービスの質の向上のため、新たな人材の雇用
- ・ 既存の社会福祉事業定員拡充に伴う新たな雇用、施設・設備整備
- ・ 新規事業所開設に伴う新たな人材の雇用、施設・設備整備
- ・ 低所得者に対する低廉な住居の供給
- ・ 低所得利用者に対する利用料減免 等

第2順位：地域公益事業

- ① 第1順位の事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業
- ② 区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する公益事業

《事業例》

- ・ニーズに対応した相談支援拠点の設置
- ・自立している単身高齢者に対する見守り、孤立死防止のための事業
- ・公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等、軽度日常生活支援
- ・高齢者、障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり
- ・緊急一時的に支援が必要なものに対する宿泊所や食料の提供、資金の貸し付け
- ・貧困家庭の子供に対する奨学金貸与、自立に向けた継続的な相談支援
- ・仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ・地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- ・高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- ・災害時要援護者に対する支援体制の構築
- ・中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 等

第3順位：公益事業

第1順位、第2順位以外の事業

《事業例》

- ・公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給
- ・同職員の資質向上のための研修費用の支給
- ・サービスの質の向上のため、新たな人材の雇用
- ・既存の社会福祉事業定員拡充に伴う新たな雇用、施設・設備整備
- ・新規事業所開設に伴う新たな人材の雇用、施設・設備整備

7 事業の実施スケジュール

各年における事業の到達見込を記載すること。

8 事業費積算（概算）

詳細な計算式は省略し、人件費（給与・一時金・研修費等）の額、備品購入費の額、施設整備費用の額等、内訳を記載すること。

9 地域協議会等の意見とその反映状況

- ・ 地域協議会での意見、事業内容にどのように反映したかを記載すること。
- ・ 公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人の意見書を添付すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

- ・ 社会福祉充実残額が発生した場合、これを財源として社会福祉充実計画を作成し事業を実施することが原則のため、活用しない理由を記載すること。
- ・ 計画は、原則5年間の範囲で事業を実施するものとするが、5か年度では困難な合理的理由がある場合は、理由を記載すること。
- ・ 合理的な理由として想定されるものは次のとおりであるが、正当な理由なく社会福祉充実残額を社会福祉事業に活用しない。又は計画の実施期間を延長することは認められないので留意すること。
 - ① 社会福祉充実残額が多額となり、5か年度の事業期間では事業を完了することが困難であること。
 - ② 地域の福祉ニーズを踏まえた結果、社会福祉充実残額を計画の実施期間内に活用することが困難であること。
 - ③ 新規の事業拡大、既存建物の建替え等を予定しているため、計画の実施期間内に全額を活用することが合理的でないこと。
 - ④ 介護保険事業計画等との整合性から、5か年度の計画実施期間内に定員数の拡充等が困難であること。